

太平洋北部沖合性カレイ類の 広域資源管理の取組について

令和3年11月

水産庁

1. 資源の現状

- キチジ及びキアンコウについて、ともに「資源水準」は高位であり、「資源動向」は増加。
- サメガレイ及びヤナギムシガレイについては、MSY基準の資源評価に移行。

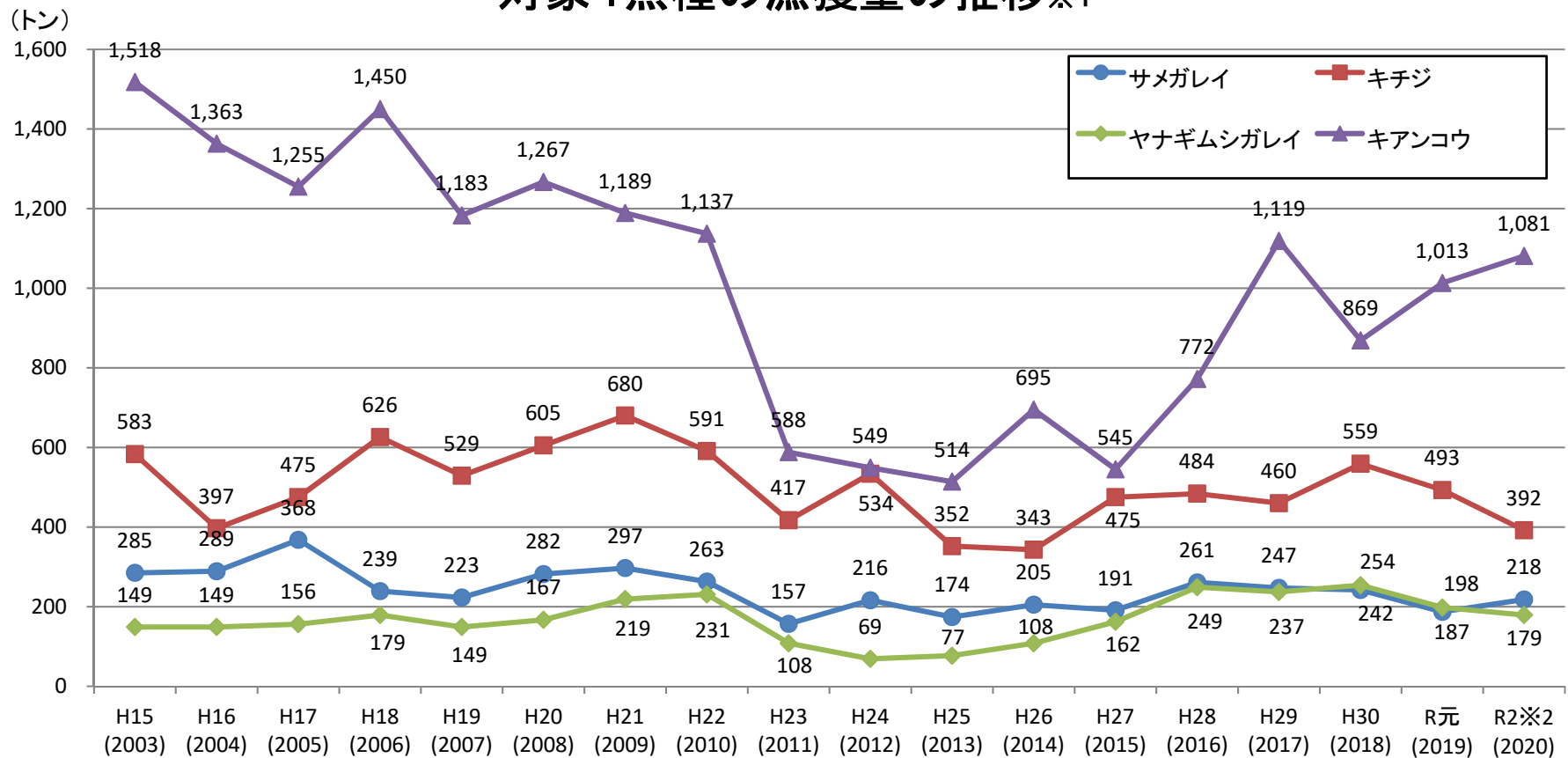
対象魚種	資源水準	資源動向
サメガレイ	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：低位)	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：増加)
キチジ	高位	増加 (前年度：横ばい)
ヤナギムシガレイ	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：高位)	MSY基準の資源評価に移行中 (前年度：横ばい)
キアンコウ	高位	増加

出典：令和3年度資源評価（国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所）

2. 対象4魚種の漁獲量の推移

- キアンコウについては、震災前の水準にまで概ね回復。
- その他の魚種については、横ばいで推移。

対象4魚種の漁獲量の推移※1



※1 青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の漁獲量

※2 R2 (2020) の漁獲データは暫定値

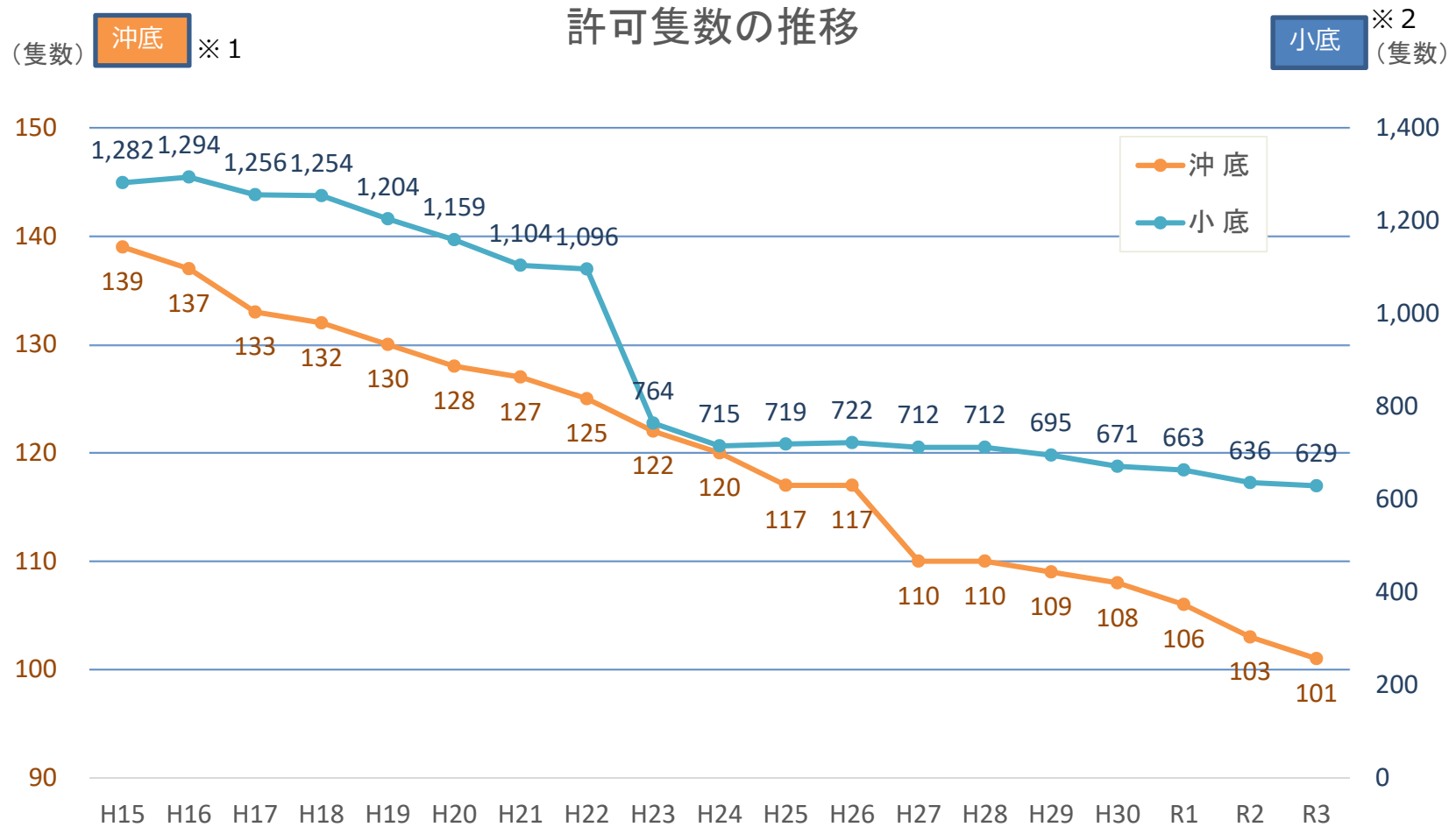
3. 関係漁業種類

- 青森県～千葉県の沖合底びき網漁業及び小型機船底びき網漁業の漁業者が資源管理の取組に参加。

県名	大臣許可漁業	知事許可漁業
青森県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
岩手県	沖合底びき網漁業	—
宮城県	沖合底びき網漁業	—
福島県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業※
茨城県	沖合底びき網漁業	小型機船底びき網漁業
千葉県	沖合底びき網漁業	—

※ 福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により通常操業を自粛しており、県の管理指針に基づく資源管理計画は作成されていないが、県の管理指針の漁業種類別の資源管理には小型機船底びき網漁業に係る資源管理措置が記載されている。

(参考) 許可隻数の推移 (平成15年～令和3年)



※ 1 沖底の許可隻数は、水産庁調べによる隻数
 ※ 2 小底の許可隻数は、関係県への聞き取り調査による隻数

4. 資源管理の方向性（目標、期間等）

○サメガレイ

今後公表されるMSY基準の資源評価結果を注視していくことになるが、昨年度までは資源水準の低位な状態が続いていることを踏まえ、保護区の実施を継続して産卵期や索餌期の産卵親魚の保護を図りつつ、震災以降十分に把握されていない常磐・房総沖の資源状況の把握に努めるとともに、資源水準を上向きに転じさせる方策について検討を進めることとする。

○ヤナギムシガレイ

昨年度までには、資源水準が高位に位置しており、平成15年（2003年）の資源回復計画策定以降は順調に資源量が回復してきていることから、資源水準を維持するために今後公表されるMSY基準の資源評価結果を踏まえつつ、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、現在実施している自主的管理措置等の取組を継承することとする。

○キチジ、キアンコウ

それぞれ資源水準が高位に位置しており、平成15年（2003年）の資源回復計画策定以降は順調に資源量が回復してきていることから、これらの資源水準を維持するため、今後も漁獲努力量を適切な水準で維持しながら、現在実施している自主的管理措置等の取組を継承することとする。

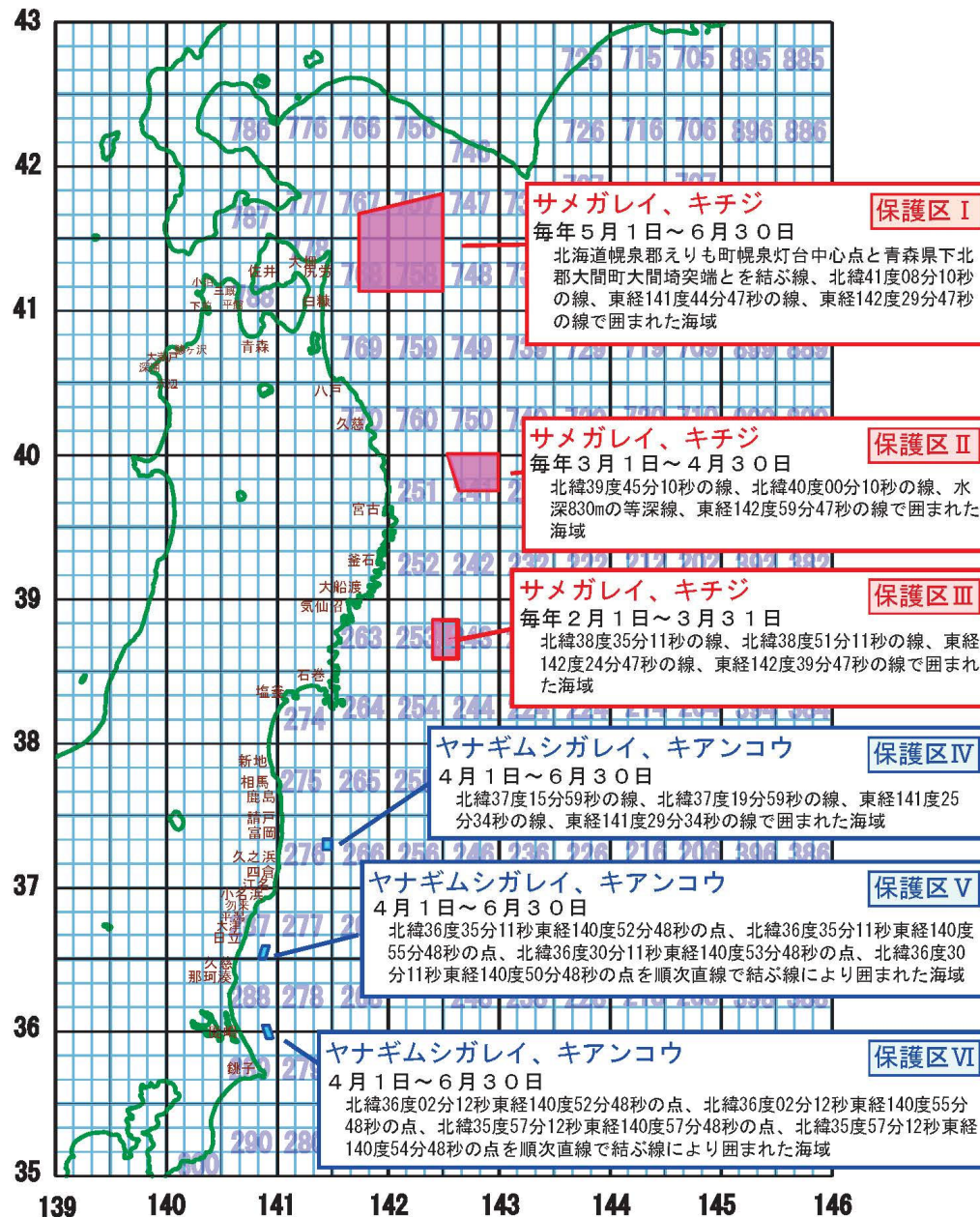
（補足）資源回復計画：資源の回復を図り、漁業経営の安定や水産物の安定供給に役立てるため、関係する漁業関係者、研究機関、都道府県、国が一体となって必要な対策を計画的、総合的に実施する取組（～H23年度）。H24年度以降、それまでの取組は、資源管理指針・資源管理計画体制の下で実施。

5. 資源管理措置の内容

措置	対象魚種	内 容	関係漁業種類
保護区	サメガレイ キチジ	主漁期に保護区Ⅰ～Ⅲを設定することにより親魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (青森県)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	小型魚の多獲時期に保護区Ⅳ～Ⅵを設定することにより若 齢魚を保護	沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※)
休漁	対象4魚種	1隻1月あたりの操業日数を24日間までとする。	小型機船底びき網漁業 (青森県)
		月1日接岸休漁、年末・年始、ゴールデンウィーク中に休 漁日を設定	沖合底びき網漁業 (岩手県地区)
		地区ごとに設定	小型機船底びき網漁業 (茨城県、福島県※)
		9月～翌6月までの間に計20日以上 の休漁を行う。 (なお、原則、毎月2日以上 の休漁を行うことに努める)	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
漁具の制限	対象4魚種	<ul style="list-style-type: none"> ・複葉型オッターボードの使用禁止 ・グランドロープチェーンの重量規制 ・タイヤグランドの使用禁止 	沖合底びき網漁業 (茨城県地区) 小型機船底びき網漁業 (茨城県)
	ヤナギムシガレイ キアンコウ	<ul style="list-style-type: none"> ・チェーンによりグランドロープと身網の下端部に25cmの 間隙を設定 ・先袖の目合を150mm、奥袖及び脇1段の目合を90mm、 ベーシング3段の目合を75mmに拡大 	沖合底びき網漁業 (千葉県地区)
減船	対象4魚種	資源状態を踏まえ、必要に応じ適宜実施	沖合底びき網漁業

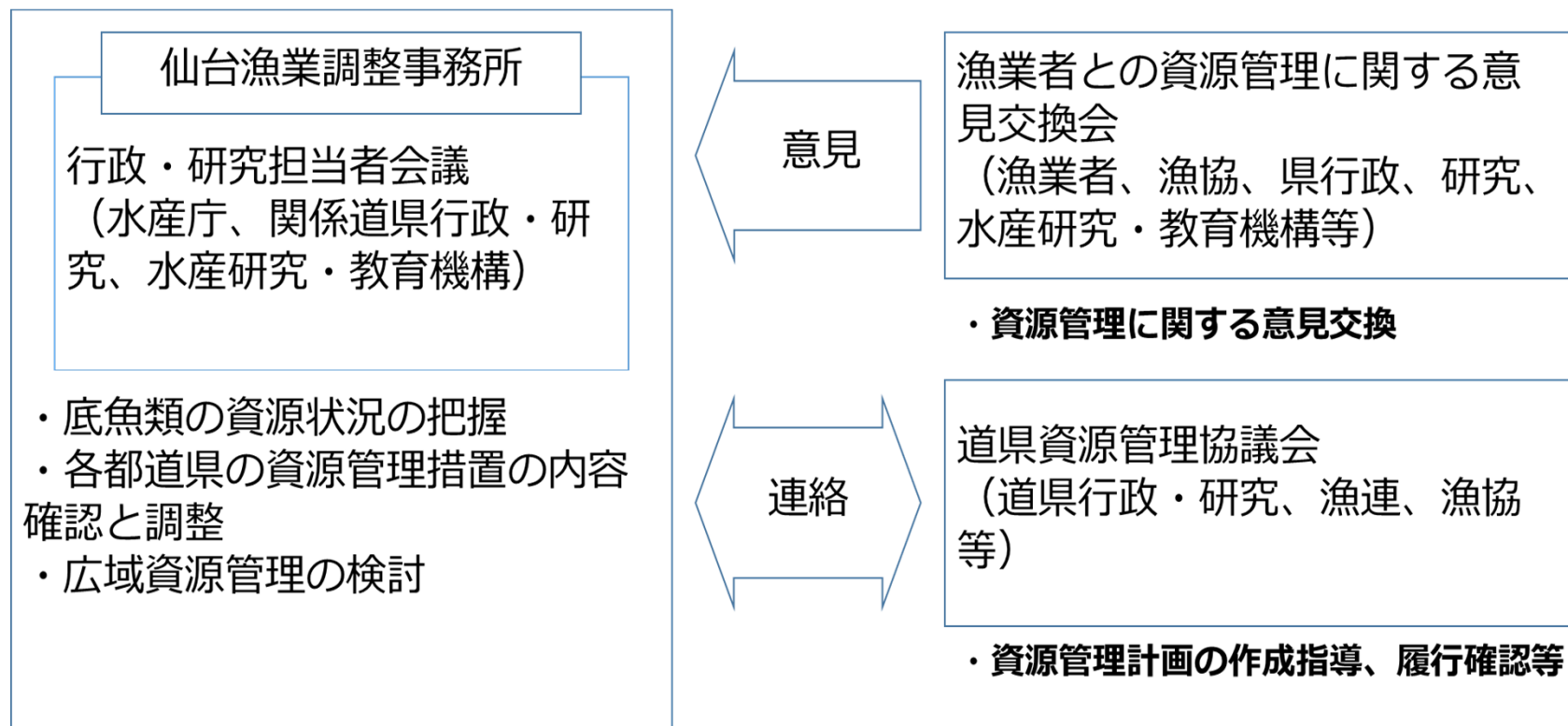
※ 福島県については、東京電力福島第一原子力発電所の事故により通常操業を自粛しており、県の管理指針に基づく資源管理計画は作成されていないが、県の管理指針の漁業種類別の資源管理には小型機船底びき網漁業に係る資源管理措置が記載されている。

(参考) 太平洋北部沖合性カレイ類の保護区的位置図



6. 関係者による連携を図るための体制

- 広域的な資源管理については、関係者の範囲が広く、その連携を図ることは重要。
- 毎年、沖底漁業者との意見交換会及び行政・研究担当者会議を実施。
- 太平洋北部海域の資源状況や漁獲状況の情報交換により、問題認識等を共有し、適切な資源管理を推進。



(参考) 漁業者との意見交換会等の開催状況 (令和3年度)

開催年月日	会議名	参加者	
R3.7.7	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (宮城県近海底曳網漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	17名
R3.7.30	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸機船漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	15名
R3.7.30	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (八戸みなと漁業協同組合)	漁業者、漁協、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	12名
R3.8.6	太平洋北部海域の資源管理に係る意見交換会 (福島県機船底曳網漁業組合連合会)	漁業者、漁協・県漁連、県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	35名
R3.10.29	太平洋北部海域の資源管理に係る行政・研究担当者会議	道県行政・研究、水産研究・教育機構、水産庁	26名

※ 令和3年度の会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮し、関係機関の意向を踏まえ開催可能な機関のみ実施した。